

II 章 学校再開後の動き



平成28年熊本地震発生後のテントでの授業
(熊本県立第二高等学校)

1 応急教育の実施について

(1) 応急教育

- ☆ 学校の早期再開は児童生徒の心のケアに有効である。
- ☆ 学習形態の工夫、指導形態の工夫、交流の場の設定が必要である。

1 応急教育の形態（廊下やテント等を使つての教育）

- (1) 短縮・・・自校のみで授業再開し、短縮授業を実施
- (2) 二部・・・自校で午前・午後の二部授業を実施
- (3) 間借り・・・自校以外の施設を借りて授業を実施

2 学校を再開するための5原則

- (1) ライフラインの復旧（完全復旧ではないこともある）
- (2) 教職員等スタッフの確保
- (3) 学習の場の安全確保
- (4) 通学路の安全確保
- (5) 保護者への周知と理解

3 応急教育実施上の留意点

※大規模災害時は授業をすぐに再開するわけではなく、児童生徒の安心感をつなぐためにまず集めることがポイント

- (1) 初期の段階は学校行事等を積極的に取り入れ、集団的な遊びを実施する等、児童生徒と共感的に向き合う等心のケアに留意する。
※余震が続いている場合は、安全・安心感を与える。
- (2) 引き渡し訓練を取り入れる等、保護者の協力を得たり、市町村教育委員会に要望してバスを借り上げたりして登下校の安全確保に留意する。
- (3) 他校において間借り授業等を実施する場合は、児童生徒だけでなく教職員も交流の機会を設け、相互の理解を深めるよう配慮する。
- (4) 避難所が設営されている場合は児童生徒と被災者との交流の機会も設け、相互の理解を深めるよう配慮する。
- (5) 学級の枠を取り除き、交流授業やティーム・ティーチング等工夫した学習形態をとり、児童生徒一人一人の良さを多方面から発掘し、広める等、きめ細かな支援を工夫する。
- (6) 教育課程の精選に努め、重点指導項目を決めたり、単元の統合、見直し、合科等の工夫をしたりする。

- (7) 受験を控えた児童生徒の学習環境への配慮と、保護者や児童生徒への受験情報の提供を適切に行う。



多目的ホールを仕切って長机での授業
【益城町立木山中(益城町立益城中央小にて)】

【参考】

被災学校再開に向けた安全確認の実施

平成28年熊本地震時

被災した県立学校35校562棟（平成28年5月4日時点）及び要請のあった市町村立学校53校（施設）192棟（平成28年5月9日時点）について、文部科学省・県等による応急危険度判定（余震等に対する安全性）を実施し、判定結果を踏まえた安全性確保対策（落下危険物の除去、落下想定範囲の立入規制等）を行った。

「平成28年熊本地震からの教育復興に向けて(中間報告)」より

(2) 避難所との共存・解消の手順

☆ 避難所運営委員会で学校再開後の避難所との共存・解消に向けて協議を行う。

1 避難スペースの統廃合における注意事項

- (1) 避難所開設後、退所者の状況を踏まえながら避難所運営委員会（自治組織）の了解を得て、教室等避難スペースの統廃合の内容とスケジュールを決定する。
- (2) 市町村災害対策本部の責任者が避難者に説明し、協力を依頼する。
- (3) 移動に際しては従来の避難スペースごとのまとまりをできるだけ崩さないように配慮する。

2 学校避難所との共存・解消手順

- (1) 学校再開と連動させ、避難所の共存・解消に向けて避難者との話し合いの場を設定（市町村災害対策本部の責任者が対応）する。
- (2) 避難所と共存する際は、避難者と行事を共に行う等、児童生徒が関わる場を設定する。
- (3) 公民館等の他の避難所への移転準備をする。また、避難所運営委員会やボランティア等が荷物運び等を支援する。
- (4) 撤収した避難スペースは、清掃および整理・整頓の後、施設管理者に引き渡す。
- (5) 救援物資等を整理・配布する。

【参考】 避難所の解消

平成28年熊本地震時

市町村が設置した全避難所が閉鎖されたのは発生から約6か月後の平成28年11月18日だった。

市町村が開設した避難所には、最大で183,882人（県人口の約1割、平成28年4月17日午前9時30分時点）が避難した。さらに、避難所以外の施設への避難や、商業施設の駐車場・公園・グラウンド等での車中避難、自宅の軒先への避難が発生し、頻発する余震活動の影響から避難所の開設期間は長期化した。

(3) 学校給食再開後の食の支援

☆ 一日も早い完全給食への移行を目指す。

学校再開の課題の一つとして給食が挙げられる。給食施設や関係業者の被害、食材不足、ライフライン損傷で食器が使えない等様々な原因があり、給食の提供が困難な場合がある。その際には、調理なしに提供できる食品による簡易給食や調理済みの弁当給食が行われる。

1 簡易給食、弁当給食について

- (1) 簡易給食では、パンや牛乳等食品数が限られる。野菜類や魚肉類はわずかであり、栄養素が不十分である場合が多い。
- (2) 弁当給食では、量や味の調整が難しく、残食に対する指導に配慮が必要になる。
- (3) 上記の給食ではアレルギーに対する除去対応が困難で、学校での十分な配慮が必要である。

2 簡易給食、弁当給食から完全給食へ

簡易給食として再開した場合は、児童生徒の栄養管理上、一日も早い完全給食への移行が必要となる。そのために、市町村等の公的機関だけでなく、民間企業等からの協力を得ることもある。

3 児童生徒への給食指導

- (1) 学校において恒例の行事も始まり、普通の生活に戻りつつある中で、食の影響から児童生徒の体や心に危険信号が現われていないか注意が必要となる。
- (2) 児童生徒への給食指導内容を再度検討し、共通理解の上綿密な給食指導（衛生指導、配膳、後かたづけ）を実施する。

【参考】

学校給食の確保

平成28年熊本地震時

- ・ 給食センターが被災した学校では、再開後の各段階において、午前中授業、パンと牛乳主体の簡易給食、弁当製造調製業者による弁当給食等に対応した。
- ※ 益城町では、給食センターが被災し調理ができなかったため、学校再開（5月9日）後の当初1週間は給食なしの半日日課、2週間目から5月末まではパンと牛乳主体の簡易給食、6月1日から3月末までは、業者による弁当給食であった。

2 学校再開後の心のケア

(1) 基本的な対応

- ☆ まず身体のケアをしてから心のケアを行う。
- ☆ 親近感が大切、自然な形で話せるよう雰囲気づくりをする。
- ☆ 発達段階に応じた優しさと思いやりで安心感・安全感を与える。
- ☆ ストレス反応が激しい時は専門家へつなぐ。(相談を勧める)
- ☆ 子どもたちのセルフケアをサポートするというスタンスで行う。
- ☆ 傾聴を心がける。

1 ストレス症状の程度

ストレス症状の程度は以下の要因により個々に異なる。

- (1) 災害の種類と程度
- (2) 本来の性格傾向や体質
- (3) 発生前の生活環境
- (4) 親子関係や家族関係等
- (5) 発生後の生活環境の変化
- (6) 時間の経過

2 関係づくりと雰囲気づくり

ストレス症状を示す子どもに対しては、自然な形で話せるようにまずは関係づくりと雰囲気づくりを心がける。

- (1) 子どもと一緒に遊んだり言葉かけをしたりしながらの関係づくり
- (2) 手伝いをしながら、作業に関わりながらの雰囲気づくり

3 基本的な対応

- (1) 聴くときは以下の点を心がける。
 - ① 聴くための十分な時間を作る。
 - ② 相づちを忘れない。
 - ③ 話を妨げない。
 - ④ 目のサインを見落とさない。
 - ⑤ 目の高さを合わせて聴く。
 - ⑥ 相手の立場に立ち、共感を持って対応する。
(不安な気持ちになったり、イライラしたり、悲しくなることは自然なことであり、自分もその状況では同じ気持ちになることをイメージし、伝える。)
 - ⑦ 問題の原因を決めつけない。
- (2) 発達段階に応じた対応を心がける。
- (3) 気になる症状が続いたり、次第にひどくなったりする場合は専門家へつなぐ。

(2) 発達段階に応じた心のケア

- ☆ 自然に話ができる雰囲気づくりを心がける。
- ☆ 発達段階によってストレスへの反応が異なり、対応方法も変化する。

1 幼児・少年

- (1) 親近感を持たせ、安心感を与えることが必要である。
 - ・一緒に遊んだり、スキンシップをとったりする。
- (2) 自然に話ができる雰囲気づくりをする。
 - ・恐怖心や不安感は当然のこととして、肯定的に受け止める。
 - ・津波ごっこ等の災害遊びを始めた時は、むやみに叱らず見守る。ただし、場所や周囲の人たちへの配慮が必要である。

2 青年

- (1) 話をよく聞き、不安や恐怖を自然なかたちで表出させる。
- (2) 現在必要な医学的治療を受けるよう勧める。
- (3) 家族の中心としての役割を自覚させる。また同時に、それをサポートする。

3 壮年

- (1) 話をよく聞き、不安や恐怖を自然なかたちで表出させる。
- (2) 自分自身の心的ストレスへ意識を向けさせ、その解消を支援する。
 - ・入浴、食事等日常生活行動の中での解消を図る。
- (3) 可能な限り、家族とのつながりを図る。

4 高齢者

- (1) 話をよく聞き、不安や恐怖を自然なかたちで表出させる。
- (2) 心と体の疲れをとる具体的方法を勧め、支援する。
 - ・入浴、温かいお茶、肩もみ等で体の緊張をほぐし、心のガードを解く。
- (3) 家族とのパイプ役となり、家族とのつながりを支援する。
- (4) 高齢者同士のつながりを支援する。
 - ・茶話会等の機会を設ける。

(3) 教師ならではの心のケア

- ☆ 子どものストレス反応は、異常事態時には当然起こりうる。
- ☆ 声かけ、スキンシップや遊びで心のケアを行う。
- ☆ 子どもの状態は時間の経過とともに変化するので、長期的な経過観察と保護者や専門家との連携が大切である。

1 子どもとの接触・会話を大切にする

- (1) 声かけ等日常的な接し方のノウハウを生かす。
- (2) 個々の子どもに応じたコミュニケーションをとる。

2 子どもの状態を的確に把握する

- (1) 災害に遭遇した時、様々なストレス反応があることを踏まえ対応する。
- (2) 一見元気に見える子どもでも重い心的ストレスを抱えている場合も多数あることを踏まえ対応する。
- (3) 災害時等の異常事態に当然起こりうる反応があることを踏まえ対応する。
- (4) 時間の経過とともに変化することを踏まえ対応する。
- (5) 子どもの状態を把握するひとつの手段としての「心と体の振り返りシート」を実施する。
- (6) 次の3つの言葉で安心感を与えるように対応する。(「もう危険な目に遭うことはないよ」「あなたのそばには、いつも私がいいますよ」「誰にでも起こる正常な反応ですよ」)

3 「遊び」を通じての心のケアをする

共に遊ぶことで、心の緊張をほぐすことができる。

(例) 折り紙、お絵かき、絵本の読み聞かせや紙芝居等

4 スキンシップを大切にする

スキンシップ(おんぶやだっこ、添い寝等)により子どもたちの不安感の軽減と安心感をもたらすことができる。

5 長期的な経過の観察をする

- (1) 子どもたちの心的ストレスの状態は時間の経過とともに変化する。
- (2) 毎日子どもたちと長い時間を過ごす教師は長期的に経過を観察できる。
- (3) それぞれの時期・症状に応じた対応を考える。

6 保護者、スクールカウンセラー、専門家と連携する

- (1) ストレス症状の程度の調査等、専門的な事柄はスクールカウンセラーや地域のメンタルヘルス専門家と連携して行う。
- (2) 被災状況や保護者を失った話は、聞く側にとっても負担が大きく、教職員への支援体制にも配慮が必要である。

【参考】

心の健康について教育的配慮を必要とする児童生徒に現れる行動

1 退行現象

- ・ 注意力が散漫になっている
- ・ 親の気を引こうとする
- ・ 手伝い等、被災前はできていたことができない
- ・ 些細なことでもめそめそしたり、泣いたりする
- ・ やめていた癖が再び出てくる
- ・ 怖い夢をみたり、睡眠中に突然叫び声をあげたりする

2 生理的反応

- ・ 頭痛や腹痛を訴える
- ・ 寝付きが悪い、反対に寝てばかりいる
- ・ 便秘や下痢を生じやすい
- ・ 食欲不振や吐き気を訴える
- ・ 視覚障がいや聴覚障がいを訴える
- ・ 皮膚や目がかゆくなる

3 情緒的・行動的反応

- ・ 落ち着きがなくなる
- ・ 学校に行くのを嫌がる
- ・ トイレに一人で行けない
- ・ 注意集中が困難になる
- ・ 趣味やレクリエーションに興味を失う
- ・ 引きこもる
- ・ 反社会的行動（嘘、盗み、薬物乱用等）をとる
- ・ 被災した内容について繰り返し話したり、関連した遊びをしたりする
- ・ いらいらしやすく、攻撃的になる
- ・ 友達や仲間を避け、つきあいを嫌がる
- ・ 狭い部屋に居られない
- ・ 物を壊したり、投げたりする
- ・ 感情が鬱的になり、涙もろくなる
- ・ 権威（親や先生等）に抵抗する

「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア（研修資料）」より

(4) 教師ができる心のケア

- ☆ 身近な教職員の関わりが心のケアの第一歩である。
- ☆ 継続的で注意深い観察と専門家や専門機関と連携する。
- ☆ 一体感の感じられる行事、遊びや運動を取り入れて組織的な対応をする。
- ☆ 保護者への助言、児童生徒への授業へも対応する。

1 心のケアプログラム

- (1) 一体感が感じられる行事・・・つながりの感覚を回復
校外学習・合唱・クラス討論等
- (2) 健康チェックとストレスマネジメント
 - ① チーム（担任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等）での継続的関わり
 - ② 「心と体の振り返りシート」
※実施方法を確認して行う。
 - ③ 専門家、専門機関との連携
 - ④ 保護者との面談

2 発達段階別の具体的な対応方法の例

- (1) 幼稚園児
 - ① 優しい言葉かけを増やして安心させる。
 - ② 抱きしめる等、身体的な接触で安心感を与える。
 - ③ 温かい飲み物を与え、安心して眠れるように配慮する。
 - ④ 一緒に寝る等、不安感を少しでも取り除く。
- (2) 小学生
 - ① 子どもの言うことによく耳を傾ける。
 - ② 今までの状態がずっと続くことはないことを話して、安心させる。
 - ③ 遊びや身体活動の機会を与える。
 - ④ できれば手伝いをさせ、褒めて自信を持たせる。
 - ⑤ 子どもが嫌がることは無理にはさせない。例えば震災を放映しているテレビを無理に見せないようにする。
- (3) 中学生
 - ① 今のままの状態がずっと続くことはないことを話す。
 - ② 勉強や手伝いができなくてもしばらくの間は大目に見る。
 - ③ 家庭や地域の復旧・復興作業を手伝うように勧める。
 - ④ 友人と遊んだり話し合ったりすることを勧める。

(4) 高校生

- ① 勉強や手伝いができなくてもしばらくの間は大目にみる。
- ② 災害時の体験を、家族や仲間と語り合い励ましあうように勧める。
- ③ 家や地域の復旧・復興等の作業に参加させたり、趣味やスポーツ、社会活動に積極的に取り組ませたりする。
- ④ 薬物依存傾向が疑われたり、抑うつ的になって自分の存在を否定したりするような言動が表れたら専門家に相談する。

3 心的外傷後ストレス障がい（PTSD）への対応

心の回復へのプロセスやペースは、災害の程度や子どもの発達段階によって違ってくる。また、被災後1か月以降においては、心的外傷後ストレス障がい（PTSD）への対応も視野に入れなければならない。

災害後1か月以上経過して、心的外傷後ストレス障がい（PTSD）が疑われる症状が継続して認められる場合は、専門家である医師の診断を受けるように勧める。

- (1) 専門家や専門機関と連携する。
- (2) 長期間の継続的な観察とケアを行う。
- (3) 信頼関係をベースにする。
- (4) 傾聴的、共感的、受容的な対応を心がける。
- (5) 自己達成感の向上、現実適応能力の回復への支援を中心に行う。
- (6) 学校全体で組織的に対応する。

【具体的対応】

- ① 子どもが自ら心配して訴える時には、時間を確保して話を十分に聞く。
- ② 気になる行動や情緒的反応が認められても、子ども自身が心配していなければ、ことさら取り上げない。
- ③ 遊びや運動の機会を増やし、クラス内、家庭内、地域内の人間関係を良好にする。

(5) 防災教育と心のケアの融合的取組

- ☆ 被災地での心のケアの観点のない避難訓練や防災学習は、子どもに二次被害を与える。
- ☆ 被災地での心のケアの観点を取り入れた避難訓練や防災学習は、ストレス障がいリスクを減じ、成長を促す。

II章 学校再開後の動き

1 学校再開から1年後までの防災教育のあり方

- (1) 避難訓練を行う前に訓練の目的を子どもの発達段階に応じた言葉で説明する。(津波警報のサイレンは、命を守ってくれる大切な合図)
- (2) 事前に避難経路を散策する。(ゆとりと見通しをもたせる)
- (3) 辛いことを思い出すのはとても自然なことと理解させる。(心理教育)
- (4) 心身反応への対処法を練習する。(落ち着くための呼吸法や肩の動作法等のストレスマネジメント体験)
 (例)「暗闇が怖い」ので懐中電灯をそばに置く
 ⇒次の揺れに対して体が反応して眠れない時にはリラクゼーションと合わせて、不安に対する具体的な対処方法(備える防災)を行うことが安心感につながる。
- (5) 家族を亡くした子どもや家屋が倒壊した子どもには事前に個別に説明する。(参加の有無の確認、「少しずつのチャレンジの大切さ」の心理教育)

2 学校再開より1年後から10年後までの防災教育のあり方

- (1) 災害時幼児だった子どもが小学生になった2年後から始める。
 (例) ドラえもんは“ネズミ”がトラウマ。「“ネズミ”という言葉がドラえもんの耳をかじりますか？」
 ⇒“津波・地震”という言葉落ち着いた使えるようになると防災教育に安心して取り組める。
- (2) 2年後以降の防災教育(避難訓練、防災講演会、防災学習等)の前後に、「つらい度チェック」を活用する。
 ※事前に保護者に案内をし、1～2年後以降に行う。
 ※心のサポート授業として実施し、アンケートだけを行わない。
 ※見てしたくなければしなくてよいと伝える。

あなたはつらいことについてどれくらい、嬉しい(いや、こわい、つらい)ですか? あてはまる数字に○をつけてください。	0=全く 嬉しいくない	10=さいこうに嬉しい
1 避難訓練をする	0	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
2 “つなみ”ということばを聞いたとき	0	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
3 “つなみ”の絵をそうを見る	0	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
4 つなみの仕組みについて学ぶ	0	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
5 心とからだのつながりについて学ぶ	0	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
6 つなみのあとに経験したことを作文に書く	0	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
7 つなみのあとに経験したことを話す	0	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
8 津波注意報・津波警報のサイレンを聞く	0	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
9 強い地震や強い台風の時分があったとき	0	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

「ストレスマネジメント理論による心とからだの健康観察と教育相談ツール集(あいり出版)より(富永 良喜著)

3 災害発生後の事務手続き

☆ 被災者の立場に立った丁寧な対応をする。

1 児童生徒にかかわるもの

(1) 転出・転入について

- ① 児童生徒の転出・転入一覧表を作成し、職員室等に掲示し、その都度記入・確認する。
※後日、学籍事務や給食費等の諸費精算事務に役立つ。
- ② 転出、仮転出している児童生徒の転出先の住所・学校の確認をする。
- ③ 転出の場合は、基本的には「在学証明書」「教科書給与証明書」を交付する。
- ④ 転入の場合は、「在学証明書」「住民異動届(写)」等を確認、書類がない場合も受け入れる。
※書類は整い次第提出してもらう。
- ⑤ 相手校へ連絡する。

(2) 教科書について

- ① 災害救助法の適用を受けた市町村に在籍する児童生徒が紛失した教科書は、無償で給与される。
- ② 適用外の市町村の場合は、要保護・準要保護児童生徒のみ無償で給与される。

(3) 就学援助について

- ① 保護者の安否及び被災状況(全壊・半壊・一部損壊等)を調査する。
※就学奨励費や助成金等の申請に必要であり、学用品等の配付に役立つ。
- ② 被災児童生徒の学用品の不足状況を調査し、配付する。

2 教職員にかかわるもの

(1) 職員の勤務状況の把握について

災害発生後、深夜にわたって、また土・日曜日に災害業務や避難所支援業務等に携わった教職員の状況を把握する。

(2) 教職員の住居等の確認について

被災した教職員、被災地域に勤務する教職員に係る住居・通勤・扶養等状況を把握する。

(3) 災害見舞金等の手続きについて

(公立学校共済組合、教職員共済等)

3 学校備品・校舎施設にかかわるもの

- (1) 被害状況等の報告について
 - ① 学校施設、備品の被害状況
 - ② トイレの使用可否
 - ③ 災害用仮設トイレの設置要請
- (2) 備品等の移動について
 - ① 仮設校舎の建設や、他校施設での間借り授業等により、学校備品の移動が必要となる。
 - ② 備品移動リストを作成する。

【参考】 災害時の備品管理

阪神・淡路大震災時

備品の被害調査とその写真撮影に3週間を費やした。パソコンから備品照合簿を印刷。これをもとに一品ずつ状況を確認し、写真撮影をした。

仮設校舎への備品移動を正確に行うために備品一品一品の現在場所と移動先と移動担当者の振り分けをする必要があった。全校分の備品であるため、手書きではとても間に合わなかった。